

保育利用調整基準【調整指数】

(1) 基本指数（保育の必要性の認定基準ごとの調整指数）

保育の必要性		調整 指数	保育の必要性	(参考) 保育必要量
区分	細目		理由・状況	
(1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること				
就労	居宅外労働 ・被雇用者 ・自営業	10	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間140時間]	標準時間
		9	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間120時間]	標準時間
		8	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 80時間]	短時間
		9	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 112時間]	短時間
		8	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 96時間]	短時間
		7	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 64時間]	短時間
		8	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 84時間]	短時間
		7	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 72時間]	短時間
		6	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 48時間]	短時間
	居宅内労働 ・自営業 事業主 中心者	10	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間140時間]	標準時間
		9	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間120時間]	標準時間
		8	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 80時間]	短時間
		9	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 112時間]	短時間
		8	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 96時間]	短時間
		7	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 64時間]	短時間
		8	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 84時間]	短時間
		7	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 72時間]	短時間
		6	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 48時間]	短時間

就労	居宅内労働 ・ 自営 協力者 ・ 在宅勤務	9	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 140時間]	標準時間
		8	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 120時間]	標準時間
		7	週5日以上（または月20日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 80時間]	短時間
		8	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 112時間]	短時間
		7	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 96時間]	短時間
		6	週4日（または月16日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 64時間]	短時間
		7	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が7時間以上 [1か月当たりの就労時間 84時間]	短時間
		6	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が6時間以上 [1か月当たりの就労時間 72時間]	短時間
		5	週3日（または月12日以上）かつ1日の就労時間が4時間以上 [1か月当たりの就労時間 48時間]	短時間
（2）妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。				
妊娠・出産	7	出産の準備、又は産前産後の休養を要する場合。 期間は出産又は出産予定日の前後各8週間以内	標準時間	
（3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。				
疾病、負傷	10	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で、常に病がしている場合。	短時間	
	8	通院加療を行い、常に安静を要する場合。		
	6	慢性疾患・長期疾病のため、自宅療養を要する場合。		
	5	一般療養 週3日程度の通院を要し、自宅での安静が必要である場合。		
障がい	10	次の手帳の交付を受けた方。 ・ 身体障害者手帳 1級又は2級 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級又は2級 ・ 療育手帳A	短時間	
	8	次の手帳の交付を受けた方。 ・ 身体障害者手帳 3級 ・ 精神障害者保健福祉手帳 3級 ・ 療育手帳B		
	6	次の手帳の交付を受けた方。 ・ 身体障害者手帳 4級		

(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。			
親族の常時の介護・看護	10	病人や障がい者（児）の介護・看護、入院・通院・通所の付き添いが週5日以上かつ1日4時間以上必要な場合。	標準時間 短時間
	8	病人や障がい者（児）の介護・看護、入院・通院・通所の付き添いが週4日かつ1日4時間以上必要な場合。	短時間
	6	病人や障がい者（児）の介護・看護、入院・通院・通所の付き添いが週3日かつ1日4時間以上必要な場合。	短時間
(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。			
災害復旧	10	震災、風水害、火災 その他の災害の復旧に当たっている場合。	標準時間
(6) 求職活動（起業の準備含む。）を継続的に行っていること。			
求職活動	6	求職活動中、または起業の準備活動中である場合。期間は、90日を限度として、この期間を経過する日が属する月の月末までの期間。（求職活動が引き続くとき、再度の認定も可能）	短時間
(7) ーイ 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。			
就学	9	就職に必要な知識と技能習得のために就学し、週5日以上通学し、かつ1か月当たり48時間以上履修している場合。	標準時間 短時間
	7	就職に必要な知識と技能習得のために就学し、週4日通学し、かつ1か月当たり48時間以上履修している場合。	短時間
	5	就職に必要な知識と技能習得のために就学し、週3日通学し、かつ1か月当たり48時間以上履修している場合。	短時間
(7) ーロ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。			
就学	9	就職に必要な知識と技能習得のために就学し、週5日以上通学し、かつ1か月当たり48時間以上履修している場合。	標準時間 短時間
	7	就職に必要な知識と技能習得のために就学し、週4日通学し、かつ1か月当たり48時間以上履修している場合。	短時間
	5	就職に必要な知識と技能習得のために就学し、週3日通学し、かつ1か月当たり48時間以上履修している場合。	短時間
(8) ーイ 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。			
児童虐待	10	※個別事案対応	標準時間

(8) 一口 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であるとみとめられること（イに該当する場合を除く。）			
DV被害	10	※個別事案対応	標準時間
(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。			
育児休業取得時の継続利用（育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合）	9	次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合。	短時間
	7	保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など児童福祉の観点から必要と認めるとき。	短時間
(10) その他 上記に類するものとして市長が認める事由に該当すること。			
その他	—	※個別事案対応 (例) ○インターンシップの取扱い 具体的な態様・期間などの状況に応じて「就労」、「求職活動」で認定を考慮。または一時預かり事業による対応。 ○ボランティア活動の取扱い 具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応。または「災害復旧」に該当するものとして認定を考慮。 ○育児休業取得時の継続利用についての取扱い 小学校就学前の5歳児のほか、4歳児と3歳児についても一律に環境の変化は好ましくないと考え認定を考慮。	

※複数の事由に該当するときは、基本指数が高い方の事由を採用する。

※「就労時間」等は休憩時間も含む。

(2) 優先基準（基本指数に加点）

優 先 項 目	加点指数
(1) ひとり親世帯	+ 1 4
(2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	+ 1
(3) 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	+ 1
(4) 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	+ 3
(5) 子どもが障害を有する場合（注1）	+ 3
(6) 育児休業明け（1歳時点までの育児休業からの復帰）	+ 2
(7) きょうだいが（多胎児を含む）、同一の保育所等の利用を希望する場合	+ 2
(8) 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	+ 1
(9) その他	
ア 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用にあたっての配慮	+ 1 0
イ 放課後児童クラブ支援員の子どもの利用にあたっての配慮	+ 7

（注1）障害児保育を実施している保育所について加点。

(3) 調整基準（基本指数に減点）

調 整 項 目	減点指数
(1) 児童のきょうだいが家庭で保育されている。幼稚園で現に保育を受けている もしくは受けようとしている	- 2
(2) 子どもを預けることができる祖父母等の同居親族がいる	- 4
(3) 市外在住者である	- 5
(4) 一斉受付期間後（受付月の月末まで）に申請書類が提出された場合	- 1

(4) 同一指数時の取扱い

(1) 基本指数が高い順
(2) 3か月以上の保育料の滞納がないこと